

1 自家用有償旅客運送とは

Q 1 自家用車（白ナンバー）による有償での旅客運送サービスの登録制度にはどのような種類がありますか。

A 1 自家用車による有償での旅客運送サービス（自家用有償旅客運送）には、以下のようなものがあります。

(1)市町村運営有償運送（登録申請内容は地域公共交通会議にて協議）		担当部署
① 交通空白輸送	市町村内の過疎地域等の交通空白地帯において、市町村自らが当該市町村内の住民の運送を行うもの。 (例) 市町村運営のコミュニテイバスなど。	地域公共交通課 TEL : 079 (221) 2840
② 市町村福祉輸送	当該市町村の住民のうち、身体障害者、要介護者等であって、市町村に会員登録を行った者に対して、市町村自らが原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの。 (例) 市町村運営の福祉移送サービスなど。	※身体障害者、要介護者等 にかかる運送 高齢者支援課 TEL : 079 (221) 2317
(2)交通空白地有償運送（登録申請内容は協議会にて協議）		
NPO法人等が過疎地域等において、当該地域の住民やその親族等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって運送を行うもの。 (例) 過疎地域における認可地縁団体（自治会）等による移送サービスなど。		
(3)福祉有償運送（登録申請内容は福祉有償運送運営協議会にて協議）		
NPO法人等が要介護者や身体障害者等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの。 (例) NPO法人等による会員を対象にした福祉輸送サービスなど。		障害福祉課 TEL : 079 (221) 2457

※道路運送法全般に係るお問合せは、国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部までお願いします。

神戸運輸監理部兵庫陸運部 TEL : 078 (453) 1104

2 福祉有償運送とは

Q 2 福祉有償運送とは、どのような制度ですか。

A 2 タクシー等の公共交通機関によっては、要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、自家用自動車（定員11人未満）を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスをいいます。

なお、この福祉有償運送を行う場合には、福祉有償運送運営協議会（以下「運営協議会」という）で合意（必要性・対価等）を得たうえで、運輸支局長等（兵庫県にあつては神戸運輸監理部長）の行う登録を受ける必要があります。

3 介護タクシーについて

Q 3 介護タクシーには、どのような種類がありますか。

A 3 介護タクシーの種類については、次のページのようになっています。

このような介護タクシーのなかで、タクシー等の公共交通機関によっては、要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、運送主体を非営利法人に限定し、営利とは認められない範囲の対価による自家用自動車による個別輸送が認められたものが、「福祉有償運送」になります。

介護タクシーの種類について

法人格	道路運送法上の根拠	登録	運転者免許	車両の所有者	運賃	車両への表示	損害賠償措置	併用できる	
								介護サービス	障害福祉サービス
営利・非営利法人	一般乗用旅客自動車運送(タクシー)事業許可(4条)	緑ナンバー (営業登録)	2種免許	法人所有又は 使用権限がある こと	地方運輸局の認可 運賃(ただし「15分 など細かい時間設 定」「幅のある運賃 設定内での運賃徴 収」など弾力化を認 める)(※2)	福祉輸送サービ スに使用する場 合は「福祉輸送車 両」の表示が必要	使用する全ての 車両に「対人 8,000万円以 上、対物200万 円以上」の任意 保険、共済に加 入	訪問介護	居宅介護・重 度訪問介護・ 同行援護・移 動支援
	患者等輸送サービスに限定し た一般乗用旅客自動車運送 (福祉タクシー)事業許可(4条)					「福祉輸送車両」 及び「限定」			
	特定旅客自動車運送(福祉タ クシー)事業許可(43条)					「特定旅客」			
	訪問介護事業所の訪問介護員 等による自家用自動車の有償 運送(78条)	「有償運送車両」 又は「78条許可車 両」							
非営利法人	福祉有償運送(79条)	白ナンバー (自家用登録)	2種又は1種免 許(国交省認定 講習を修了する 等、一定の条件 を満たす必要あ り)	法人所有又は 個人の持込み (※1)	営利に至らない範 囲(地域タクシー運 賃の半額程度)	「有償運送車両」			
営利・非営利法人	介護事業所等への施設送迎 (「自家用輸送」で、道路運送 法の許可不要)			1種免許	—	(通所介護・通所リ ハビリ)基本報酬に 含む(短期入所)送 迎加算			

※1 個人車両の持ち込みには、車両の運用について書面契約すること等の一定の条件が必要

※2 ケアプランに基づき介護・障害サービス等を連続・一体として運送を行う場合は、自由な運賃設定が可能

4 運営協議会について

Q 4 運営協議会では、どのようなことを協議するのですか。

A 4 運営協議会は、福祉有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他の福祉有償運送を行うために必要となる事項について、地域の関係者が集まり協議する場です。

また、運営協議会は、移動制約者に必要な輸送を確保し、地域福祉の向上に寄与するよう運送者に必要な指導・助言を行うよう努めるものとされています。

Q 5 運輸支局長等の行う登録をする際に、必要とされる運営協議会での合意とは、具体的にどのような事項についての合意を要するのですか。

A 5 運営協議会で協議が調った場合に、運営協議会の合意があったものとみなされます。具体的に合意を必要とする事項として、以下の事項が挙げられています。（「自家用有償旅客運送ハンドブック R2.11 改定」 P 5）

① 自家用有償旅客運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価に関する事項

② 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うか否かに関する事項

③ その他自家用有償旅客運送に関し必要となる事項

また、運営協議会において、次の事項について具体的な協議を行うこととされています。（「自家用有償旅客運送ハンドブック R2.11 改定」 P 17）

(1) 運行形態(路線又は区域)

(2) 旅客の範囲

(3) 使用する自動車

(4) 運行管理・整備管理の体制

(5) 運転者の資格要件

(6) 旅客から収受する対価

5 姫路市の運営協議会の取り決めについて

Q 6 議決方法はどのようになっているのですか。

A 6 運営協議会の議決の方法は、委員の総意で決するが、協議が調わないときは、出席委員の3分の2以上の賛成で可決することになります。

なお、やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員のうち、団体及び機関を代表して選任された委員については、会長及び副会長を除いて、同一の団体及び機関に所属する者を代理人として出席させ、評決を委任することができます。また、委員

は、あらかじめ書面をもって、会長又は当該委員が特定した委員に一任することができます。(姫路市福祉有償運送運営協議会要綱第6条)

Q7 運営協議会の審議の流れはどのようになっているのですか。

A7 申請団体の審議方法は次のとおりです。(平成20年度第2回議事)

○ 審議項目

- (1) 運行形態(路線又は区域)
- (2) 旅客の範囲
- (3) 使用する自動車
- (4) 運行管理・整備管理の体制
- (5) 運転者の資格要件
- (6) 旅客から収受する対価
- (7) その他必要な項目

○ 審議の流れ

※申請要件は事前に事務局でチェック済

- 1 申請概要の説明(事務局)



- 2 質疑応答(委員⇔事務局)



【申請団体が入室】

- 3 申請団体からの説明(申請団体)



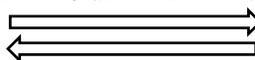
- 4 質疑応答(委員⇔申請団体)



【申請団体が退室】

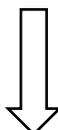
- 5 議決

<追加の質疑が必要な場合>



質疑応答(委員⇔申請団体)

<可決又は否決>



- 6 協議終了

○ 所要時間

1 団体あたり最大で 30 分間程度

○ 申請団体の参加人数

5 人まで

Q 8 運営協議会には誰が出席したらよいのですか。

A 8 登録申請及び更新登録申請にかかる協議申請時には、原則、代表者、運行管理責任者及び運転者は出席しなければならないこととなっています。

なお、申請団体の出席者は 5 名までとなっています。(平成 20 年度第 2 回議事)

6 登録の有効期間について

Q 9 登録の有効期間は何年ですか。

Q 9 運送者は、登録の有効期間満了後、引き続き福祉有償運送を行おうとする場合には、運輸支局長等の行う有効期間の更新登録を受けなければなりません(有効期間の満了する日の 2 か月前から申請可)。更新登録の有効期間は、有効期間の満了日の翌日から 2 年となります。

ただし、次のいずれにも該当するときは、3 年となります。(「福祉有償運送ガイドブック H20.3」 P 15)

① 福祉有償運送の業務について、是正のための命令を受けていないこと

② 福祉有償運送自動車重大事故等を引き起こしていないこと

③ 業務の全部又は一部の停止命令を受けていないこと

なお、運営協議会で有効期間の更新についての協議を行っているにもかかわらず、有効期間の満了する日までに協議が調わない場合には、運送者は協議が調っていることを証する書類を添付せずに更新登録の申請を行うことができます。この場合、協議が調っていることを証する書類の提出がなされるまでの間、更新登録の可否についての判断が留保されます。

7 運送の実施主体について

Q 10 運送の実施主体はどのようなものですか。

A 10 市町村、NPO 法人、一般社団法人、一般財団法人、地方自治法第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福

祉法人、商工会議所、商工会が実施主体となります。

なお、福祉有償運送の登録制度の発足以来、道路運送法施行規則が改正され、平成20年12月1日に「公益法人」とあったものを「一般社団法人、一般財団法人」に修正され、平成22年3月23日に「地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体」が追加されています。（「福祉有償運送ガイドブックH20.3」P7）

8 運送車両について

Q11 使用できる自動車の種類はどのようなものですか。

A11 福祉有償運送で使用できる自動車の種類は、乗車定員11人未満のもので、次のとおりです。（「自家用有償旅客運送ハンドブックR2.11改定」P20）

また、車両の所有者は、運送者（NPO法人等）が原則ですが、①運送主体と車両提供者の間で、車両の運用に関して書面契約すること、②事故発生や苦情時などの対応は、輸送主体が負うことが明確になっていること、③運送主体の責任者、連絡先が明瞭に表示されていること、を条件に会員の持込車両も可とされています。

種 類		形 状 等
福祉 自動車	寝台車	車内に寝台(ストレッチャー)を固定する設備を有する自動車
	車いす車	車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能なスロープ又はリフト付きの自動車
	兼用車	ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
	回転シート車	回転シート(リフトアップシートを含む)を備える自動車
セダン等	自動車検査証の用途の欄が「貨物」の自動車以外の自動車	

なお、姫路市では制度の適正な運営維持のため、車両を新規・更新登録する際に、別紙1のようなチェックシートをもとに、事務局で点検することとしています。（平成22年度第1回議事）

Q12 車両の変更について、どのような取扱いになっていますか。

A12 運送者は、事務所ごとに配置する自家用有償運送自動車の種類ごとの数に変更が生じた場合は、30日以内に運輸支局長等に軽微な事項の変更として、変更の届出を行わなければならないが、同じ種類の自動車を入れ替える場合など、種類ごとの数に変更がない場合は、届出の必要はないことになっています。（「福祉有償運送ガイドブックH20.3」P18）

なお、姫路市では制度の適正な運営維持のため、車両の変更については、毎回協議会において審議のうえ承認することとしていましたが、セダン車両の増加を伴わない車両の変更は、事務局へ必要書類を提出し、内容に不備がなければ変更できることに

なりました。(平成24年度第1回議事)

9 運転者について

Q13 運転者の要件はどのようなものですか。

A13 運送者は、自動車の種類に応じて、次の要件のいずれかを備える者でなければ、なりません。(「福祉有償運送ガイドブックH20.3」P10)

自動車の種類	運転者の要件
福祉自動車	イ. 第二種運転免許を受けており、その効力が停止されていない者
	ロ. 第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、次の要件のいずれかを備える者 ① 国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了していること ② (社)全国乗用自動車連合会、(財)全国福祉輸送サービス協会及び(社)シルバーサービス振興会が行うケア輸送サービス従事者研修を修了していること
セダン型	福祉自動車を運転させる場合の要件に加えて、次の要件のいずれかを備える者(又はいずれかの要件を備える者の乗務) ① 介護福祉士 ② 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了していること ③ (社)全国乗用自動車連合会、(財)全国福祉輸送サービス協会及び(社)シルバーサービス振興会が行うケア輸送サービス従事者研修を修了していること ④ 訪問介護員など

なお、姫路市では制度の適正な運営維持のため、運転者を新規・更新登録する際に、別紙2のようなチェックシートをもとに、事務局で点検することとしています。

また、事業所登録後の運転者の追加登録については、チェックシートをもとに事務局で審査し、問題がなければ運転者登録を承認し、次回協議会で報告するものとします。(平成24年度第1回議事)

10 運送の対価について

Q14 対価設定の基準はどのようなものですか。

A14 対価の基準は、

- ① 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること
- ② 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること
- ③ 当該地域におけるタクシー運賃及び料金を勘案して、営利を目的としない妥当な範囲内であること

が必要であります。（「福祉有償運送ガイドブックH20.3」P20）

Q15 対価の金額の水準はどのようなものですか。

A15 運送の対価はタクシー上限運賃の概ね1/2の範囲内であること、運送の対価以外の対価は、実費の範囲内であることが目安となります。

ただし、距離制又は時間制で定め、車庫を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合は、当該旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、概ね1/2の範囲内でなくてはなりません（この場合、迎車回送料金を併せて徴収できません）。（「福祉有償運送ガイドブックH20.3」P21）

Q16 どのようなサービスが対価の対象となりますか。

A16 対価は、運送サービスの提供に対するもの、及び運送サービスに伴って行われる役務の提供や施設の利用率について利用者の負担を求めるもので、大きく分けて「①運送の対価」と「②運送の対価以外の対価」があります。

「①運送の対価」とは、運送サービスの利用に対する対価をいい、「②運送の対価以外の対価」は、運送サービスと連続して、もしくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価で、i) 迎車回送料金（旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金）、ii) 待機料金（旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金）、iii) その他の料金（介助料、添乗料、ストレッチャー、車椅子使用料等の設備使用料など）があります。（「福祉有償運送ガイドブックH20.3」P20）

11 旅客の範囲について

Q17 旅客の範囲はどのようなものですか。

A17 国土交通省通知には、次の者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者（以下「移動制約者」という）であって、運送しようとする旅客の名簿に記載されて

いる者及びその付添人と定められています。（国自旅第143号福祉有償運送の登録に関する処理方針について）（「福祉有償運送ガイドブックH20.3」P8）

- ① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
- ② 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- ③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ④ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害（発達障害、学習障害を含む）を有する者

なお、姫路市においては、「移動制約者の判断基準」として、次の者を移動制約者としています。（平成20年度第2回議事、平成30年度第1回議事）

- (1) 身体障害者手帳取得者のうち①視覚障害1級及び2級、②下肢機能障害1及び2級、③体幹機能障害1～3級、④乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害1～3級
- (2) 療育手帳A判定取得者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級取得者
- (4) 要介護度3～5の認定を受けている者

また、上記に該当しない者であっても、**運営協議会で、他人の介助によらずに移動することが困難であり、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であると判断された者は移動制約者となります。**

なお、姫路市では制度の適正な運営維持のため、利用者を新規・追加登録する際に、他人の介助によらずに移動することが困難であり、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であることを判断するために、別紙3のような個別の旅客名簿を提出することとしています。また、必要に応じて、別紙4のようなチェックシートの提出を求めることがあります。これらにより、事務局において必要性を判断したのち、運営協議会では名簿のみを審議し、登録の可否を決定することになります。

また、事業所登録後の利用登録者の追加については、同様に事務局において必要性を判断したのち、問題がなければ利用者登録を承認し、次回運営協議会において報告することとします。なお、審議が必要と判断した場合は、次回運営協議会に諮り、審議するものとします。（平成23年度第2回議事）

12 管理体制について

Q18 運行管理者は国家資格たる運行管理者試験の講習を受けないといけないのですか。

A18 5両以上の自動車を運行管理する事務所にあつては、事務所毎に、次の要件を備える運行管理の責任者を、自動車の数に応じて選任する必要があります。（「福祉有償運送ガイドブックH20.3」P11）

運行管理の責任者の要件	選任する人数
国家資格たる運行管理者	39両まで1人、以降40両毎に1人
運行管理者試験の受験資格を有する者	19両まで1人、以降20両毎に1人
安全運転管理者の要件を備える者	

なお、姫路市においては、義務付けてはいませんが、安全面を補完するため、5両未満の自動車を運行管理する事務所にあつても、運行管理者等基礎講習を受講することを勧めています。（平成21年度第1回議事）

Q19 事故時の連絡体制はどのようになっているのですか。

A19 運送者は、福祉有償運送自動車に以下の事故があつた場合は、30日以内に、自動車事故報告書を運輸支局等に提出しなければなりません。

なお、以下の事故のうち、①に該当する事故であり、かつ、②又は③に該当する事故があつたときは、電話、電報その他適当な方法により、事故発生から24時間以内に、事故の概要を運輸支局等に速報しなければなりません。（「福祉有償運送ガイドブックH20.3」P27）

報告を要する事故

① 自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突もしくは接触したもの
② 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者）を生じたもの
③ 自動車の積載された危険物等の全部もしくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
④ 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの
⑤ 自動車の装置の故障により、自動車の運行ができなくなったもの
⑥ 自動車事故の発生の防止を図るため国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

※自動車損害賠償保障法施行令第5条各号の障害は、次のとおりです。
（第2号）

- イ. 脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの
- ロ. 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの
- ハ. 大腿又は下腿の骨折
- ニ. 内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの
- ホ. 14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの

(第3号)

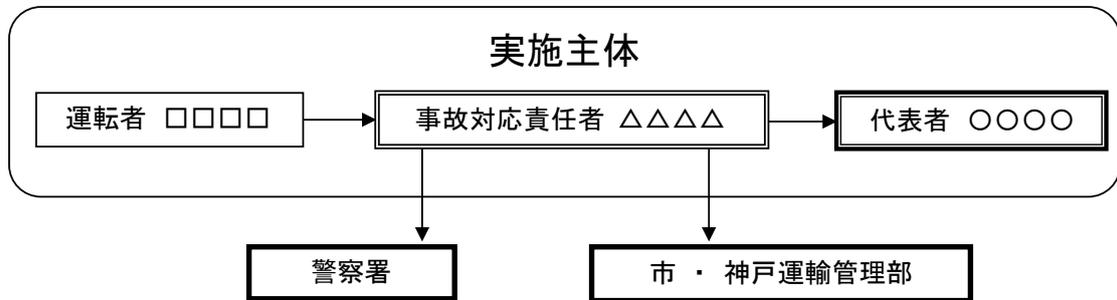
- イ. 脊柱の骨折
- ロ. 上腕又は前腕の骨折
- ハ. 内臓の破裂
- ニ. 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの
- ホ. 14日以上病院に入院することを要する傷害

(第4号)

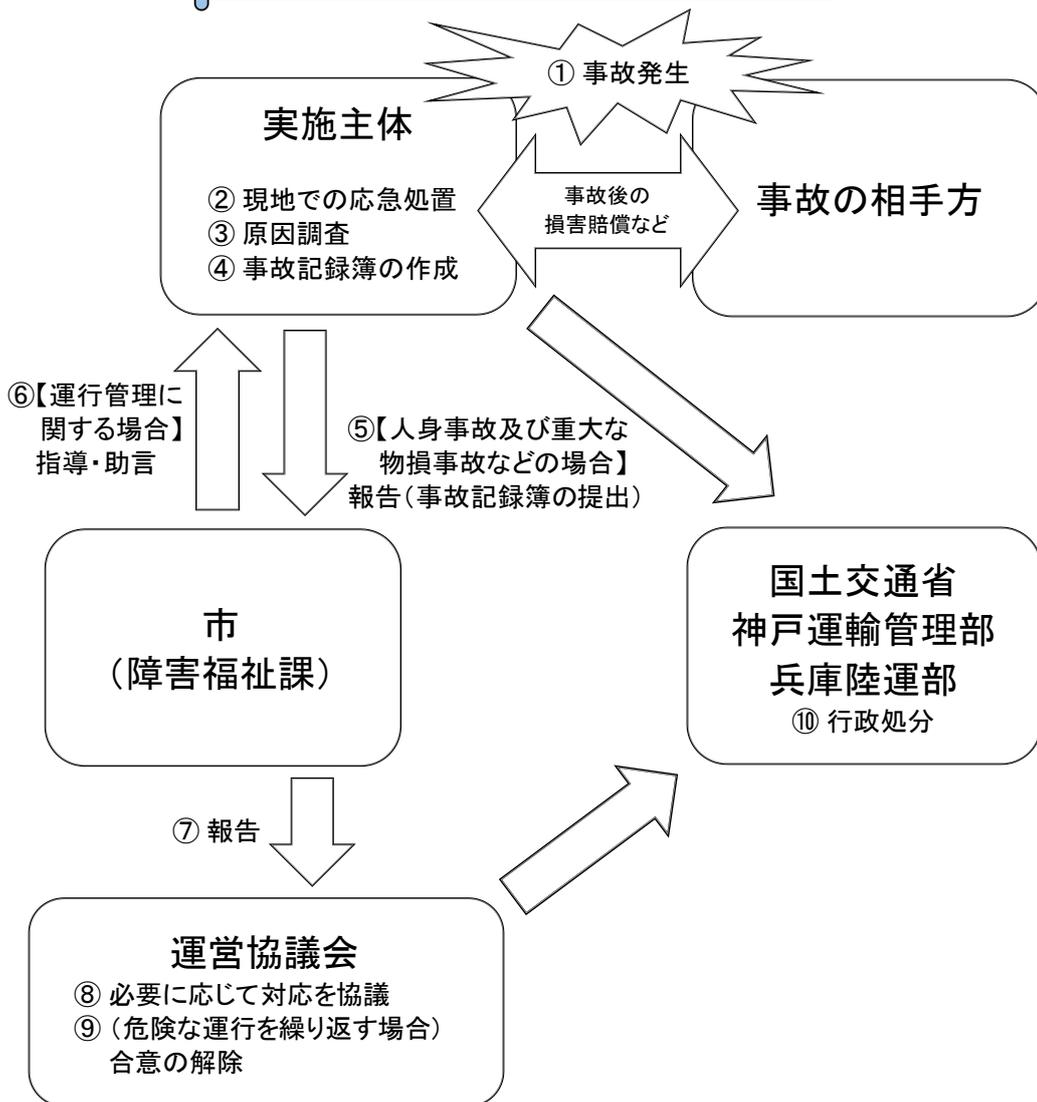
- 11日以上医師の治療を要する傷害（第2号イ. からホ. まで及び第3号イ. からホ. までの傷害を除く）

なお、姫路市では利用者の安全確保のため、次項のとおり「事故処理連絡体制の整備」、「事故発生時の処理の流れ」を定めています。（平成20年度第2回議事）

事故処理連絡体制の整備



事故発生時の処理の流れ



Q20 苦情処理体制はどのようになっているのですか。

A20 運送者は、苦情処理の体制を整備し、旅客に対する取扱いその他福祉有償運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければなりません。

また、苦情の申し出を受け付けた場合には、次の事項を記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければなりません。

① 苦情の内容
② 原因究明の結果
③ 苦情に対する弁明の内容
④ 改善措置
⑤ 苦情処理を担当した者

なお、姫路市では制度の健全な運営維持のため、次項のとおり「苦情処理体制の整備」、「苦情発生時の処理の流れ」を定めています。(平成20年度第2回議事)

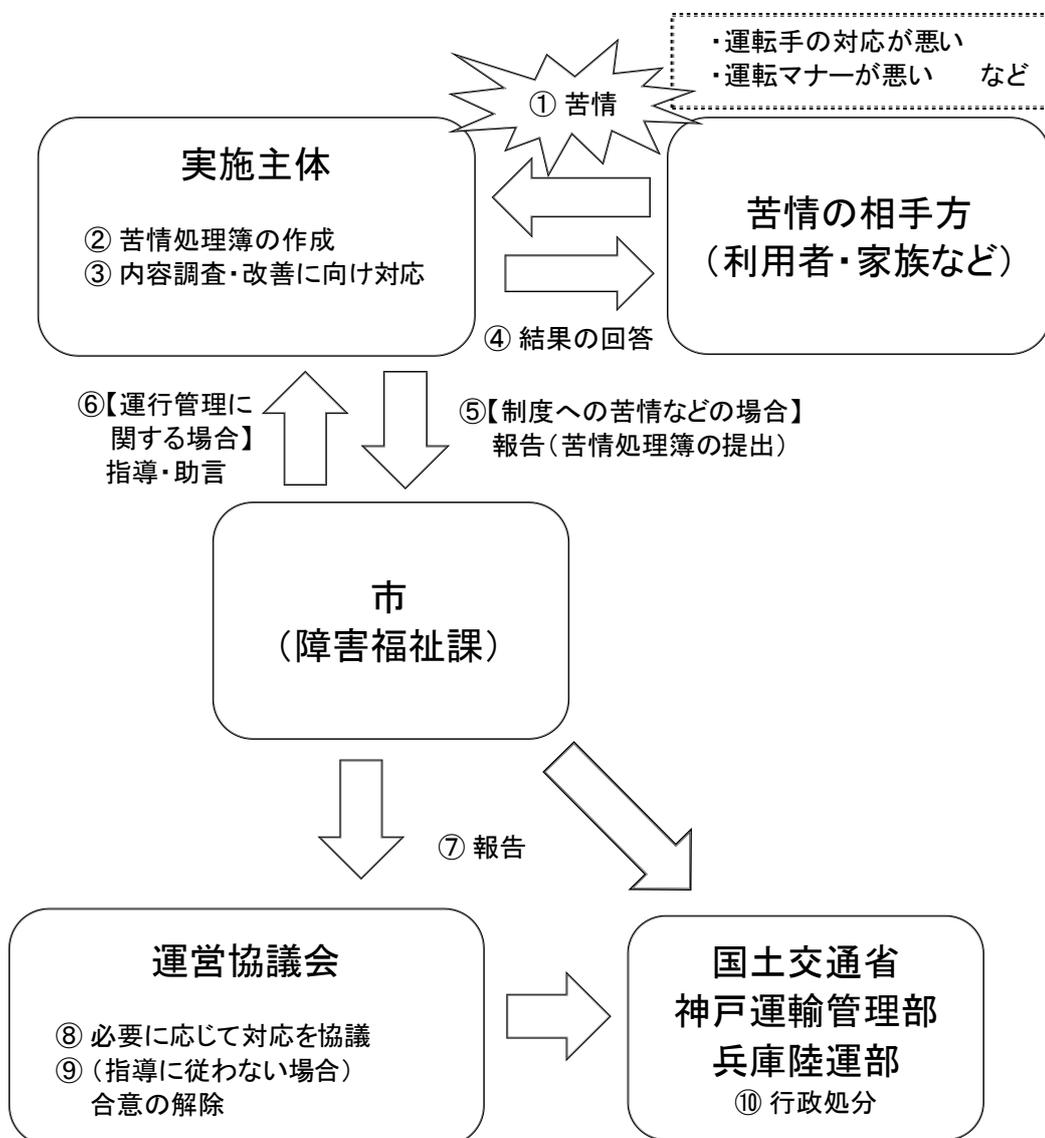
苦情処理体制の整備

実施主体

苦情処理責任者 △△△△

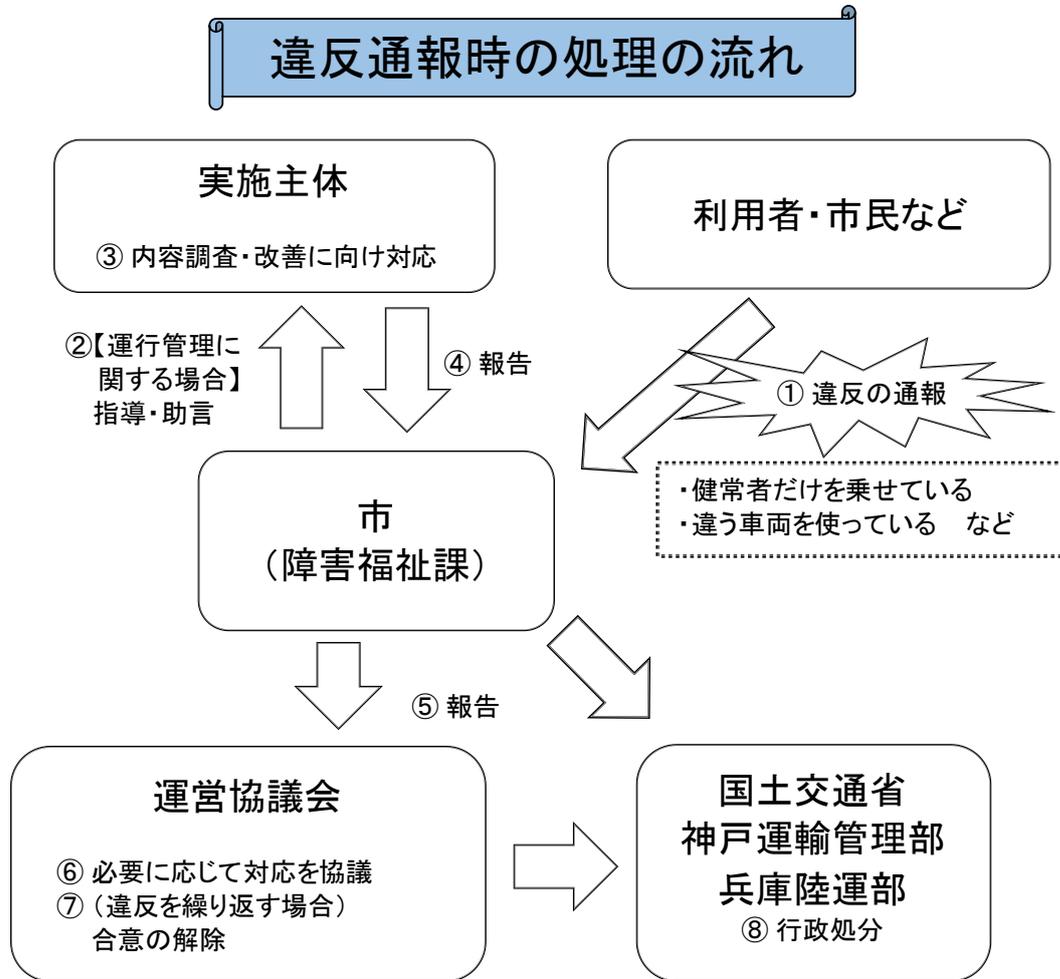
苦情処理担当者 □□□□

苦情発生時の処理の流れ



Q21 不正な運用を防ぐための対策はあるのですか。

A21 姫路市では、制度の健全な運営のため「違反の通報時の処理の流れ」を定め、連絡窓口の整備を行っております。(平成20年度第2回議事)



連絡窓口の整備

- ・ 連絡窓口(相談、違反の通報、事故、苦情など)
- ・ 制度の周知、情報公開(団体名の公表など)

姫路市 障害福祉課 TEL : (079)221-2457
FAX : (079)221-2374
E-mail : syogaif@city.himeji.lg.jp
ホームページ : <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000002886.html>

Q22 白タク防止措置はあるのですか。

A22 以下の事項が義務付けられています。（「福祉有償運送ガイドブック H20.3」 P 3）

- ① 団体名、福祉有償運送である旨等を車体に表示（「福祉有償運送ガイドブック H20.3」 P 1 4）
- ② 運転者証等の車内掲示（「福祉有償運送ガイドブック H20.3」 P 1 3）
- ③ 登録証の写しの携行・表示（「福祉有償運送ガイドブック H20.3」 P 1 5）

なお、姫路市では制度の適正な運営維持のため、登録団体は利用者登録証を作成し、運送時には利用者に携帯させるよう義務付けています。（平成 2 1 年度第 1 回議事）